# 酒 々 井 町 産 業 振 興 基 本 条 例

### ○酒々井町産業振興基本条例について

町内産業の発展を図るため、地域の特性を活かした産業振興のあり方や今後の方向性のほか、町や事業者の皆様、産業経済団体、町民の皆様の役割など、町内産業の振興に関する基本的な事項を定める条例です。

### ○酒々井町産業振興基本条例と考え方

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興が地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興についての 基本理念を定め、町、事業者、産業経済団体及び町民の役割等を明らかにすることにより、均衡のと れた産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

第1条では、条例を制定する目的について示しています。

産業の振興は、経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、町民生活を向上させる役割を担っています。

町内産業の発展を図るためには、地域の特性を活かした産業振興のあり方や今後の方向性などの産業の振興に関する基本理念を定め、町、事業者の皆様、産業経済団体及び町民の皆様の役割を明確にすることにより、個々の活動が均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に貢献することを目指しています。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 事業者 町内において事業活動を行うものをいう。
  - (2) 産業経済団体 農業協同組合、商工会、事業協同組合、その他の産業の振興に寄与する団体 をいう。

### 【趣旨】

第2条では、この条例で用いる、「事業者」、「産業経済団体」の用語の定義を定めています。

事業者については、法人か個人かを問わず、また、営利か非営利かを問わず、町内で事業活動を行う全ての事業者の皆様を総称したものです。

#### (基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、事業者、産業経済団体及び町が連携し、町民の理解と協力のもと、経済的又は社会的環境の変化に対応しながら地域経済の 循環及び雇用の拡大を図ることを基本理念とする。

#### 【趣旨】

第3条では産業の振興に関する基本的な考え方(=基本理念)を示しています。

産業の振興については、事業者の皆様の創意工夫や努力を基本に、町、事業者の皆様、 産業経済団体が連携し、町民の皆様の理解と協力を得ながら、また、国内外を通じた著し い社会経済の変動など、町の産業をとりまく様々な環境の変化に対応しながら、地域経済 の好循環と雇用の拡大を図っていくことを基本理念としています。

#### (町の役割)

- 第4条 町は、前条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる産業の振興に関する施策を講じるものと する。
  - (1) 農業の振興を図るための施策
  - (2) 商業の振興を図るための施策
  - (3) 工業の振興を図るための施策
  - (4) 観光の振興を図るための施策
  - (5) 農商工連携等、各産業分野間の連携を図るための施策
  - (6) 企業誘致の推進を図るための施策
  - (7) 雇用を促進するための施策
  - (8) その他産業を振興するために町長が必要と認める施策
- 2 町は、産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するものとする。
- 3 町は、産業の振興に関し、必要な調査及び研究に努めるものとする。
- 4 町は、産業の振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び産業経済団体との協働に努めるとともに、国、県、他の地方公共団体、教育機関等との連携に努めるものとする。

#### 【趣旨】

第4条では、町の役割について規定しています。

第1項では、町が基本理念にのっとり講じるものとする施策について規定しています。

第1号は、農業の振興に関して必要な施策について規定しています。

第2号は、商業の振興に関して必要な施策について規定しています。

第3号は、工業の振興に関して必要な施策について規定しています。

第4号は、観光の振興に関して必要な施策について規定しています。

第5号は、農商工連携等、各産業分野間の連携に関して規定しています。

第6号は、企業誘致の推進に関して必要な施策について規定しています。

第7号は、雇用の促進に関して必要な施策について規定しています。

第8号は、その他産業の振興に関して町長が必要と認める施策について規定しています。 第2項では、条例の目的を実現するため、町の役割を町政の最上位計画である総合計画 の基本計画に反映しながら、実施計画や事務事業の評価を通じて、町が取り組む他の施策 とともに総合的かつ統一的に実施するものと規定しています。

第3項では、条例の目的を実現するため、関係者等の意見聴取、実態の調査、課題の解決に向けた調査研究に努めるものと規定しています。

第4項では、施策の実施にあたり、事業者の皆様や産業経済団体と協働し事業の実施に 努めることとし、町単独では対応が困難な問題に取り組むため、国や県、ほかの地方公共 団体と連携を取りながら事業の実施に努めることと規定しています。

### (事業者の役割)

- 第5条 事業者は、自らの創意工夫により、周辺の生活環境との調和及びくらしの安全確保に配慮するとともに、経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等に努めるものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、 これに応えるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、産業経済団体に加入するよう努めるとともに、町又は産業経済団体が行う産業の振興の ための事業に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業者相互の連携に努めるものとする。
- 5 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域で産出される製品又は役務の利用に努めるものとする。
- 6 事業者は、地域雇用の促進に努めるものとする。

#### 【趣旨】

第5条では、事業者の皆様の役割について規定しています。

第1項では、事業者の皆様の自主的な努力に関する基本的な事項について規定しています。

第2項では、事業者の皆様が自らの永続性を保持するために、コンプライアンス(法令 遵守)を含めた社会的要請への適応について規定しています。

第3項では、事業者の皆様の支援機関となる産業経済団体への加入に努め、併せて町や 産業経済団体が行う産業の振興のための事業に対する協力について規定しています。

第4項では、事業者の皆様の相互連携についての協力を規定しています。

第5項では、地域経済の好循環を推進するため、地域内消費に関する事業者の皆様の協力を規定しています。

第6項では、地域雇用の促進についての事業者の皆様の協力を規定しています。

#### (産業経済団体の役割)

- 第6条 産業経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、 町等と協働し、産業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。
- 2 産業経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

### 【趣旨】

第6条では、産業経済団体の役割について規定しています。

第1項では、産業の振興に関する施策の実施機関としての基本的な事項について規定しています。

第2項では、団体の活動を通しての社会貢献に関する協力を規定しています。

#### (町民の理解と協力)

第7条 町民は、産業の振興がくらしの維持及び向上、地域経済の循環並びに雇用の拡大に寄与することを理解し、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

第7条では、町民の皆様の産業の振興に関する理解と協力について規定しています。

#### (酒々井町産業振興推進会議)

- 第8条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、酒々井町産業振興推進会議(以下「推進会 議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、町長の諮問に応じ、産業の振興に関する事項について調査審議する。
- 3 推進会議は、産業の振興に関する事項について、町長に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 事業者
  - (2) 産業経済団体の関係者
  - (3) 町民
  - (4) 有識者
  - (5) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 6 推進会議に、産業の振興について的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 【趣旨】

第8条では、酒々井町産業振興推進会議(以下、推進会議)に関する事項について規定しています。

第1項では、産業の振興に関する事項を調査審議する付属機関として、推進会議の設置について規定しています。

第2項では、推進会議が町長の諮問に応じ調査審議する事項について規定しています。 第3項では、推進会議は産業の振興について、町長に意見を述べることができると規定 しています。

第4項では、委員の定数を12名以内と規定しています。

第5項では、委員の任期について規定しています。

第6項では、委員のほかに、大学関係者等、産業の振興に関する広範な知識を持つ者を 対象として、アドバイザーを設置できるものと規定しています。

第7項では、委員の守秘義務について規定しています。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 【趣旨】

第9条では、この条例の施行に関して、条例では明記していない詳細な部分について、 施行規則により別途定めるものと規定しています。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

景観形成委員会	会長	日額 7,500円
	委員	日額 7,000円

### を、

景観形成委員会	会長	日額 7,500円
	委員	日額 7,000円
産業振興推進会議	会長	日額 7,500円
	委員	日額 7,000円

に改める。

## 【附則について】

附則第1号では、施行期日について規定しています。

附則第2号では、この条例の施行に伴い設置する推進会議の委員の報酬について、「特別 職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正をする旨規定しています。